

# 愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

#### 平成19年7月13日金曜日 第1878号

<b>♦</b>	目	次	$\Diamond$
	告	示	
自衛官の募集			792
自衛官の採用試験			792
産業廃棄物処理施設の変	更の許可申請	の概	要等 792
指定自立支援医療機関の	指定		793
医師の指定			793
指定医師の所在地の変更			793
指定医師の辞退の届出			794
土地改良区役員の就退任の	の届出		794
付保義務の発生			795
付保義務の消滅			795
港湾施設の概要			795
道路の供用開始(県道六野	軒家石手線)		795
道路の区域変更(県道上)	<b>尾峠久万線)</b>		795
道路の供用開始 (	" )		796
道路の供用開始(県道瀬	田八多喜停車	場線	) 796
開発行為に関する工事の	完了		796
建築物に関する中間検査の	の実施の一部	改正	796
	公	告	
土地の売払い			797
生産事業者講習会の開催			798
	監査委員会	与示	

包括外部監査人の監査の事務を補助する者等の告示......798

第1878号

政治団体の設立の届出	798
政治団体の届出事項の異動の届出	799
政治団体の解散の届出	801
資金管理団体の届出	802
資金管理団体の届出事項の異動の届出	802
資金管理団体の指定の取消等の届出	802
公営企業公告	
土地(建付地)の売払い	803

#### 告 示

#### ○愛媛県告示第1235号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第118条の規定に基づき、2等海士として採用する海上自衛官及び2等空士として採用する航空自衛官の募集期間を次のとおり告示する。

平成19年7月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 男子(平成19年度10月採用分) 平成19年7月13日(金)から 8月31日(金)まで

#### ○愛媛県告示第1236号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第 179 号)第 117 条第 1 項及び第 118 条の規定に基づき、 2 等海士として採用する海上自衛官及び 2 等空士として採用する航空自衛官の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成19年7月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

試	験	期	日	試	験	場	の	位	置	試	験	場	の	名	称	担	当	X	域
(男子) 平成19	年9月	2日(	日)	松山市南	有梅本	町乙1	15番‡	也		陸上自	<b><b></b> </b>	山駐□	屯地			県内全域			

# ○愛媛県告示第1237号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第15条の2の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第2項において準用する法第15条第4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第12条の9第1項の申請書及び法第15条の2の5第2項において準用する法第15条第3項の書類は、愛媛県県民環境部環境局廃棄物対策課及び西条保健所並びに西条市役所において告示の日から1月間公衆の縦覧に供する。

平成19年7月13日

#### 愛媛県知事 加 戸 守 行

1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

有限会社明越産業

西条市船屋8番地

代表取締役 越智惠美子

- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所 西条市船屋字揚梅谷乙8番
- 3 産業廃棄物処理施設の種類管理型産業廃棄物最終処分場
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、

ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん

- 5 申請年月日
  - 平成18年9月13日
- 6 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、 縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、 愛媛県知事に次のとおり意見書を提出することができる。

- (1) 意見書に記載すべき事項
  - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、そ の代表者の氏名
  - イ 当該産業廃棄物処理施設の変更に関する生活環境の保全上 の見地からの意見
- (2) 提出先

愛媛県県民環境部環境局廃棄物対策課及び西条保健所

#### ○愛媛県告示第1238号

障害者自立支援法(平成17年法律第 123 号)第54条第 2 項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。 平成19年 7 月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする 医療の種類	指定年月日
にのみや消化器科内科小児科	松山市平井町甲3236番地 1	医療法人にのみや消化器科内科小児科 理事長 二宮 常之	精神通院医療	平成19年 7月1日
かいてき調剤薬局平井店	松山市平井町甲3236番地 3	有限会社アメニティ・ライフ・エイド 代表取締役 大野 宣哲	精神通院医療 (薬局)	平成19年 7月1日
そうごう薬局港町店	八幡浜市416番地 1	総合メディカル株式会社 代表取締役 金納 健太郎	精神通院医療 (薬局)	平成19年 7月1日

#### ○愛媛県告示第1239号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第 283 号)第15条第 1 項の規定により、次のように医師の指定をした。 平成19年 7 月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
じん臓・ぼうこう又は直腸・小 腸機能障害	外 科	喜多医師会病院	近 藤 剛	大洲市徳森字小鳥越2632 - 3	平成 19年7月1日
肢 体 不 自 由	整形外科	住友別子病院	立花一朗	新居浜市王子町3-1	II .
視 覚 障 害	眼 科	"	野口 毅	II.	"
肢体不自由・心臓・じん臓・呼 吸器・ぼうこう又は直腸・小腸 機能障害	内 科	西予市立野村病院	楠木智	西予市野村町野村 9 - 53	"
ıı .	II.	"	依光展和	n	"
ぼうこう又は直腸・小腸機能障 害	外 科	愛媛大学医学部附属 病院	杉 下 博 基	東温市志津川	II .
聴覚・平衡・音声・言語・そし ゃく機能障害	耳鼻咽喉科	"	西窪加緒里	"	II .

· (1) · (-) · (-) · (-)

# ○愛媛県告示第1240号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。 平成19年7月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

	旧 所	在地	新 所	在 地	変更
医師氏名	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	年月日
宮内勝敏	愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	医療法人同心会西条中央病院	西条市朔日市804	平成19年 4月1日
中野吉朗	なかの泌尿器科	八幡浜市保内町喜木 1 番耕地 240 - 1	医療法人なかの泌尿器科	八幡浜市保内町喜木 1 番耕地 240 - 1	平成19年 5月1日

門	田	富	史	か ど た 内 科	伊予郡砥部町高尾田635 - 2	医療法人かどた内科	伊予郡砥部町高尾田635 - 2	平成19年 5月1日
中	Ш		学	中川こころのクリニック	今治市北日吉町1丁目2-11	医療法人中川こころのクリニ ック	今治市北日吉町1丁目2-12	平成19年 5月1日
渡	邉	英	次	米湊わたなベクリニック	伊予市米湊1477 - 1	医療法人米湊わたなベクリニ ック	   伊予市米湊1477 - 1	平成19年 6月1日
中	Ш		孝	中川脳神経外科クリニック	大洲市東若宮8-7	医療法人中川脳神経外科クリ ニック	大洲市東若宮8-7	平成19年 6月1日
Щ	下	万	浩	山 下 小 児 科	西予市宇和町伊賀上1656 - 57	医療法人山下小児科	西予市宇和町伊賀上1656 - 57	平成19年 6月1日
植	木	隆	平	植木整形外科	宇和島市堀端町2-5	医療法人植木整形外科	宇和島市堀端町2-5	平成19年 6月1日
藏	野	晃	治	くらの耳鼻咽喉科アレルギー 科クリニック	四国中央市中之庄町284 - 4	医療法人くらの耳鼻咽喉科ア レルギー科クリニック	四国中央市中之庄町284 - 4	平成19年 6月1日
中	村	俊	平	西予市立野村病院	西予市野村町野村 9 - 53	独立行政法人国立病院機構愛 媛病院	東温市横河原366	平成19年 6月1日
=	宮	大	輔	西予市立野村病院	西予市野村町野村 9 - 53	国民健康保健久万高原町立病 院	上浮穴郡久万高原町久万65	平成19年 6月1日
高	木	昭	治	喜多医師会立内山病院	喜多郡内子町城廻275 - 1	喜多医師会病院	大洲市徳森字小鳥越2632 - 3	平成19年 6月1日
柴	中	光	_	喜多医師会立内山病院	喜多郡内子町城廻275 - 1	喜多医師会病院	大洲市徳森字小鳥越2632 - 3	平成19年 6月1日
平	澤		泰	喜多医師会立内山病院	喜多郡内子町城廻275 - 1	喜多医師会病院	大洲市徳森字小鳥越2632 - 3	平成19年 6月1日
吉	田		正	愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	市立字和島病院	宇和島市御殿町1-1	平成19年 7月1日

#### ○愛媛県告示第1241号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。 平成19年7月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
聴覚・平衡・音声・言語又はそ しゃく機能障害	耳鼻咽喉科	住友別子病院	苅 田 賢 治	新居浜市王子町3-1	平成 19年 6 月15日

# ○愛媛県告示第1242号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 西条市周布開田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任 した旨の届出があった。

平成19年7月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏		氏 名		住 所	
理事	青	野	充	則	西条市吉田147番地	
"	Ξ	宅		収	西条市吉田249番地	
"	眞	田	吉	幸	西条市吉田371番地	
"	日	野	敦	範	西条市吉田918番地	
"	眞	田	克	己	西条市吉田536番地 1	
"	眞	田	滿	雄	西条市吉田606番地	
"	越	智	秀	臣	西条市吉田620番地	
"	宇佐	美	政	夫	西条市吉田1290番地 2	
"	岡	Ш	英	樹	   西条市丹原町北田野135番地 2	

"	兼井貞義	西条市丹原町北田野164番地 5
"	福田容造	西条市丹原町田野上方113番地 2
"	藤原幸雄	西条市周布872番地 1
"	一 色 宣 征	西条市周布1591番地
"	河 淵 仁	西条市周布1494番地8
"	木 曽 久	西条市石田633番地
"	豊嶋祥一郎	西条市北条1490番地 1
"	寺 田 幸 雄	西条市石田203番地 4
監事	越智通富	西条市吉田509番地 1
"	丹 下 義 雄	西条市吉田298番地 9

退任

役員の種類	氏		氏 名		名	住	所
理事	手	嶋		鼎	西条市吉田379番地		
"	_	色	康	浩	西条市吉田347番地		
"	塩	崎	幸	隆	西条市周布1410番地		
"	藤	原	幸	雄	西条市周布872番地 1		
"	宇佑	E美	政	夫	西条市吉田1290番地 2		

"	越	智	秀	臣	西条市吉田620番地
"	眞	田	滿	雄	西条市吉田606番地
"	佐	Щ		保	西条市吉田530番地
"	越	智	真	治	西条市吉田492番地
"	青	野	充	則	西条市吉田147番地
"	_	色	宣	征	西条市周布1591番地
"	岡	田	英	樹	西条市丹原町北田野135番地 2
"	佐	伯	伊ス	郎	西条市丹原町田野上方243番地 1
"	野		勝	利	西条市丹原町田野上方201番地
"	木	曽		久	西条市石田633番地
"	武	方	仁	也	西条市北条1428番地 3
"	寺	田	順	子	西条市石田203番地 4
監事	眞	田		武	西条市吉田378番地
"	岡	田		理	西条市吉田1349番地 3

#### ○愛媛県告示第1243号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の 規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112 条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の 2第3項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号) 第26条の3の規定により告示する。

平成19年7月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

(西条地方局管内)

吉井加入区

(松山地方局管内)

高浜加入区

#### ○愛媛県告示第1244号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生(平成15年7月愛媛県告示第1493号)による保険に付すべき義務は、平成19年7月12日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成19年7月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

( 西条地方局管内 )

吉井加入区

(松山地方局管内)

高浜加入区

#### ○愛媛県告示第1245号

港湾法(昭和25年法律第 218 号)第34条において準用する同法第 12条第 5 項の規定に基づき、北条港港湾施設の概要を次のとおり公示する。

平成19年7月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

種	類		位	置	数 量 及 び 能 力
浮	桟札	香司	松山市土手内	地先	延長 32 45メートル1基 延長 8メートル1基

#### ○愛媛県告示第1246号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年7月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路(	の種類	路	線		名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日	
県	道	六軒家石手線			線		松山市石手五丁目甲603番 1 から 同市石手五丁目甲604番 3 まで							
	II	n				松山市石手五丁							II	
	"	и			松山市石手三丁							II.		
	и и			松山市石手三丁							II .			

#### ○愛媛県告示第1247号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成19年7月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県 道	上尾峠久万線	伊予郡砥部町満穂409番 2 から		田	メートル 5 D~10 D	キロメートル 0.140	
宗 追	上尾峠久刀綵	同町満穂884番地先まで		新	7 D ~ 17 D	0 .140	

#### ○愛媛県告示第1248号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年7月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	Ą	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供	用開始の日
県 道		上月	尾峠久乃	万線	伊予郡砥部町満	-	から					平成	19年 7 月13日

#### ○愛媛県告示第1249号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成19年7月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種	類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県 道 瀬田八多喜停車場					大洲市八多喜町 7 同市八多喜町 7							平成19年 7 月13日
"			"		大洲市八多喜町	乙1182番2	28					"

#### ○愛媛県告示第1250号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成19年7月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
19松局建(開)第20号 平成19年7月2日	伊予郡松前町大字西古泉字小鯛169番8	松山市西長戸町355番地 1 アネックス森田 A - 201 大 政 泰

#### ○愛媛県第1251号

建築物に関する中間検査の実施(平成13年5月愛媛県告示第1021号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。 平成19年7月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第7条 の3第1項第2号及び第6項の規定により特定工程及び特定工程後 の工程を次のとおり指定し、平成13年7月1日から施行し、同日以 後に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物及 び法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出す る建築物について適用する。 改 正 前

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第7条 の3第1項 及び第6項の規定により特定工程及び特定工程後 の工程を次のとおり指定し、平成13年7月1日から施行し、同日以 後に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物及 び法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出す る建築物について適用する。

## 公 告

#### 〇公 告

次のとおり一般競争入札に付する。 平成19年7月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

土地の売払い

(2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

物件番号	所在地	地目	地積
	西条市旦之上甲1423番 1	田	1 <i>4</i> 63 31㎡
	西条市旦之上甲1423番 2	田	792 <i>4</i> 5㎡
	西条市旦之上甲1423番 3	田	672 22m²
1	西条市旦之上甲1425番 1	田	434 .98 m²
ı	西条市旦之上甲1425番 4	田	357 .64m²
	西条市旦之上甲1459番 1	田	578 .97 m²
	西条市旦之上甲1481番 1	田	1 ,144 .03m²
	西条市旦之上甲1482番 1	田	500 <i>4</i> 9m²
2	西条市旦之上甲1454番	田	1 ,040 .19m²
2	西条市旦之上甲1455番 1	田	1 ,109 ,02m²
3	西条市旦之上甲1456番	田	530 &9m²

- 2 入札に参加する者に必要な資格等
- (1) 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の4の規 定に該当しない者であること。

- (2) 契約条項を示す場所等
  - ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課財産処分係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2558

- イ 入札心得書の交付方法 アに掲げる場所で交付する。
- ウ 現地説明の日時及び場所
  - (ア) 日時

物件番号	日時
1	
2	平成19年8月6日(月)午前11時
3	

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

- 3 入札及び開札
- (1) 入札及び開札の日時

物件番号	日時
1	平成19年9月10日(月)午前10時
2	平成19年9月10日(月)午前11時
3	平成19年9月10日(月)午後1時30分

- (2) 入札及び開札の場所 愛媛県西条市丹原町池田1611 愛媛県西条地方局西条第二庁舎2階入札室
- (3) 入札書の提出方法 持参により提出すること。
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金 を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代 理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をし た小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。
  - イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。
- (3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者 に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無 効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

- ア 落札者は、契約締結の日から5年間、売り払う土地を風俗 営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法 律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項 に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用 に供してはならない。
- イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。
- (7) その他

詳細は、入札心得書による。

#### 〇公 告

#### 生産事業者講習会の開催について

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条第1項の規定に基づき、 生産事業者講習会を次のとおり行う。

平成19年7月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 開催の日時

平成19年8月23日(木) 9時

2 開催の場所

上浮穴郡久万高原町菅生

愛媛県林業技術センター展示研修施設研修室

3 受講申込期限

平成19年8月20日(月)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものは、受け付ける。

4 受講申込書の請求先及び提出先

住所を所管する地方局森林林業課若しくは農林水産部森林局森

林整備課

#### 監査委員告示

#### ○愛媛県監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第1項の規定による協議が調ったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成19年7月13日

 愛媛県監査委員
 壺 内 紘 光

 同
 白 石 友 一

 同
 岡 田 志 朗

 同
 田 中 多佳子

É	回括	外音	ß 監 3	查人佐伯፤	1 輝 (	の監査	<b></b> の	監査の事務を
事	事務を			補 助	す	る		
氏			名	住		所	補助できる期間	
吉	Ш	了	平	京都市中京番地	区区	平成19年7月13日から 平成20年3月31日まで		
田	中		将	神戸市東漢 1 - 505号	(区間)	本三丁	平成19年7月13日から 平成20年3月31日まで	
Щ	田	智	章	松山市志津ブライムシ				平成19年7月13日から 平成20年3月31日まで
梶	原	英	樹	四国中央市	別之	江町30	平成19年7月13日から 平成20年3月31日まで	
苅	家	秀	範	松山市石引	€四丁	目4番	平成19年7月13日から 平成20年3月31日まで	

## 選挙管理委員会告示

#### ○愛媛県選挙管理委員会告示第74号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。 平成19年7月13日

#### 愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

T	代表者及び会	責任者の氏名	К Ф К <del>Т Н</del> Р Д Б П	/# ±
政治団体の名称	代 表 者	会計責任者	所 の 所 在 地 届出年月日	備考
曽我部清後援会	曽我部 ひろみ	曽我部 ひろみ 四国中央市土居町北野27	793 - 3 平成19年4月6日	
寺下武後援会	寺 下 武	寺 下 春 子 伊予郡松前町大字筒井15	平成19年 5 月14日	
三好幹二西予後援会	是 澤 重 憲	土 居 亀一郎 西予市宇和町山田2061	平成19年 5 月24日	
美しく逞しい国づくりの会	増田隆信	藤 田 剛 松山市三番町 6 - 4 - 5	平成19年 5 月25日	
赤岡盛寿後援会	古賀洋俊	兵 頭 善 次 宇和島市三間町土居中10	950 平成19年 5 月31日	
政治結社学塾	青 木 正	木 村 匡 宏 宇和島市和霊町西通一区	.1227 - 3 平成19年6月5日	
民主党愛媛県第3区総支部	白石洋一	藤 野 潤 西条市神拝甲533 - 1	平成19年6月8日	
村井よしたろう後援会	河合文雄	村 井 恵美子 伊予郡松前町大字浜1128	3 平成19年 6 月25日	

# ○愛媛県選挙管理委員会告示第75号

政治資金規正法(昭和23年法律第 194 号)第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。 平成19年 7 月13日

# 愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

政治団体の名称	異	動	事	項	新	IΒ	届出年月日	備考
国民新党憲友会愛媛県支部	主た	る事務	所の所	生地	松山市久米窪田町422 - 8	大洲市北只73 - 5	平成19年4月2日	政党の支部
	代	3	表	者	宮 内 隆 行	二宮仁太		
	会	計	責 任	者	斉 藤 勲 夫	往 田 誠 治		
住みよい松前を創る会	主た	る事務	所の所	生地	伊予郡松前町大字浜667	伊予郡松前町大字北川原1480 - 5	平成19年4月2日	
	代		表	者	池 内 靖	山口久夫		
愛媛県商工政治連盟	代	J	表	者	日高照友	真 木 克 朗	平成19年4月2日	
信誠会東予支部	会	計	責 任	者	矢 野 寿 樹	近藤栄一	平成19年4月2日	
村上誠一郎後援会	会	計	責 任	者	大橋和彦	近 藤 栄 一	平成19年4月2日	
矢野公一後援会	主た	る事務	所の所	生地	大洲市菅田町菅田乙335 - 7	大洲市菅田町菅田甲1988 - 1	平成19年4月2日	
越智しのぶ後援会	主た	る事務	所の所	生地	今治市大西町脇甲1032 - 1	今治市北高下町2-2-38	平成19年4月3日	
白石洋一後援会	主た	る事務	所の所	生地	西条市神拝甲533 - 1	西条市大町1606 - 1	平成19年4月4日	
愛媛政治経済研究会	主た	る事務	所の所	玍地	西条市神拝甲535 - 1	西条市大町1707	平成19年4月4日	
きくち伸英後援会	主た	る事務	所の所	生地	松山市和泉北1 - 1 - 14	松山市古川西3-6-16	平成19年4月5日	
自由民主党愛媛県海運支部	会	計	責 任	者	戎 正	三原新吾	平成19年4月5日	政党の支部
自由民主党愛媛県松山市第十五支部	主た	る事務	所の所	生地	松山市和泉北1-1-14	松山市古川西3-6-16	平成19年4月5日	政党の支部
自由民主党愛媛県今治市第四支部	会	計	責 任	者	菅 道 就	小笠原 和 也	平成19年4月9日	政党の支部
上脇かずよを支援する会	会	計	責 任	者	菊 池 正 子	藤淵定代	平成19年4月9日	
愛媛県接骨師連盟	代		表	者	塩 崎 博 道	金 村 清 文	平成19年 4 月16日	
渡辺浩後援会	代	;	表	者	玉 井 實 雄	丹 下 恒 美	平成19年 4 月19日	
上田栄一後援会	主た	る事務	所の所	生地	大洲市喜多山乙146	大洲市新谷町甲17	平成19年5月1日	
	会	計	責 任	者	上田栄一	蔵 本 要		
岩本和強後援会	主た	る事務	所の所	生地	新居浜市坂井町1-1-15	新居浜市坂井町2-2-8	平成19年5月7日	
国民新党憲友会愛媛県支部	主た	る事務	所の所	生地	松山市西石井町 5 - 14 - 40	松山市久米窪田町422 - 8	平成19年 5 月14日	政党の支部
	会	計	責 任	者	木山照夫	斉 藤 勲 夫		

愛媛県土地改良政治連盟	会 計 責 任 者	成 瀬 哲	田中洋二	平成19年 5 月17日
自由民主党愛媛県土地改良支部	会 計 責 任 者	成 瀬 哲	田中洋二	   平成19年5月17日   政党の支部
白石洋一後援会	会 計 責 任 者	藤 野 潤	白 石 啓 子	平成19年 5 月21日
自由民主党愛媛県支部連 合会	代 表 者	篠 原 実	中 畑 保 一	平成19年 5 月22日 政党の支部
	会 計 責 任 者	田 中 多佳子	竹 田 祥 一	
石橋寛久後援会	代 表 者	藤井万一郎	加藤彰三	平成19年 5 月23日
自由民主党新居浜支部	代 表 者	山 本 健十郎	黒 川 洋 介	平成19年5月28日 政党の支部
	会 計 責 任 者	藤田統惟	堀田正忠	
自由民主党愛媛県林材業 関係支部	代 表 者	窪 田 亀 一	兵 頭 績	平成19年5月30日 政党の支部
	会 計 責 任 者	井 谷 渙 郎	今 井 央	
自由民主党西海町支部	主たる事務所の所在地	南宇和郡愛南町越田99	南宇和郡愛南町船越1294 - 1	平成19年6月5日 政党の支部
	代 表 者	清水雅文	浜 田 博 文	
	会 計 責 任 者	浜 本 元 通	中 野 光 博	
自由民主党広見町支部	主たる事務所の所在地	北宇和郡鬼北町大宿1692	北宇和郡鬼北町芝3 - 1	平成19年6月5日 政党の支部
	代 表 者	松浦司	稲 垣 伸 雄	
	会 計 責 任 者	程 内 覚	清家茂	
自由民主党弓削支部	主たる事務所の所在地	越智郡上島町弓削佐島240 - 2	越智郡上島町弓削土生176	   平成19年6月5日   政党の支部
	代 表 者	越智貴美夫	島根亀夫	
	会 計 責 任 者	今 岡 忠	中 林 運 雄	
自由民主党御荘支部	主たる事務所の所在地	南宇和郡愛南町御荘平城2810	南宇和郡愛南町御荘平城32	   平成19年6月5日   政党の支部
	代 表 者	尾崎春夫	斎 藤 武 俊	
	会 計 責 任 者	山下正敏	新 田 房 男	
自由民主党愛媛県ビルメ ンテナンス業団体支部	代 表 者	武智健	佐 伯 喜 実	   平成19年6月5日   政党の支部
	会 計 責 任 者	八石昌明	武智 健	
自由民主党愛媛県エルピ ーガス支部	主たる事務所の所在地	松山市大可賀 3 - 1453 - 11	松山市道後一万8-23	平成19年6月6日 政党の支部
	代 表 者	髙須賀 秀 行	森 昭二	
	会 計 責 任 者	長井伸弥	二宮勝	
友近聡朗後援会	主たる事務所の所在地	松山市一番町1-12-2	松山市山越 6 - 2 - 21	平成19年6月7日

幸友たか子政治経済研究会	主たる事務所の所在地	松山市三番町 5 - 4 - 9	松山市三番町4-9-6	平成19年6月7日	
田中たか子後援会	主たる事務所の所在地	松山市三番町 5 - 4 - 9	松山市三番町4-9-6	平成19年6月7日	
自由民主党愛媛県海運支部	代 表 者	多田聖司	真 木 克 朗	平成19年6月11日	政党の支部
全日本不動産政治連盟愛 媛県本部	会 計 責 任 者	上 谷 進	鈴 木 義 隆	平成19年 6 月12日	
城村トキ子後援会	代 表 者	石 山 眞佐江	城村元一	平成19年6月13日	
自由民主党美川支部	主たる事務所の所在地	上浮穴郡久万高原町東川130	上浮穴郡久万高原町七鳥118 - 3	平成19年 6 月19日	政党の支部
	代 表 者	高橋末廣	桑 村 隆		
	会 計 責 任 者	桑 村 隆	中山邦夫		
自由民主党久万支部	主たる事務所の所在地	上浮穴郡久万高原町入野517	上浮穴郡久万高原町久万472	平成19年 6 月19日	政党の支部
	代 表 者	田村友信	岡田愛三		
	会 計 責 任 者	大 野 盛 隆	滝 野 志		
自由民主党愛媛県松山市第四支部	主たる事務所の所在地	松山市三番町 5 - 4 - 9	松山市三番町4-9-6	平成19年 6 月19日	政党の支部
自由民主党伊方支部	主たる事務所の所在地	西宇和郡伊方町豊之浦477 - 2	西宇和郡伊方町九町 1 - 498	平成19年 6 月19日	政党の支部
	代 表 者	竹 内 一 則	菊 池 孝 平		
自由民主党伊予三島支部	会 計 責 任 者	守屋 操	篠 永 誠 司	平成19年 6 月29日	政党の支部
自由民主党土居支部	代 表 者	近 藤 旦	河村 一嘉	平成19年 6 月29日	政党の支部
自由民主党愛媛県松山市第二支部	主たる事務所の所在地	松山市枝松5 - 6 - 48	松山市土居田町626 - 9	平成19年 6 月29日	政党の支部

# ○愛媛県選挙管理委員会告示第76号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成19年7月13日

# 愛媛県選挙管理委員会 委員長 藤 山 薫

	Ī	政 治	団(	<b>Φ</b> Ø	名和	尔		代	表者	の氏	名	解散年月日
加	戸	守	· 1	亍	後	援	会	池	田	忠	幸	平成19年 3 月31日
矢	野	公	-	_	後	援	슷	沖	野	通	義	平成19年 4 月23日
笹	田	徳	Ξ	郎	後	援	会	笹	田	徳ヨ	三郎	平成19年 4 月29日
	まし てる		後援	会 (	(木原	よしり	Þき	祖母	計		勉	平成18年12月29日
*	田	美	恵	子	後	援	슷	上	村	Ξ†	7子	平成18年12月31日
福			Ī	Ē			슺	田	坂	重	只	平成19年 4 月30日

田	坂	重	只	後	援	会	秋	Щ	義	隆	平成19年 4 月30日
堀	田	正	忠	後	援	会	原		重	久	平成19年5月1日
赤	岡	盛	寿	後	援	会	古	賀	洋	俊	平成19年4月2日
自由	民主	党愛如	爰県村	公山市	第十3	支部	大	西	弘	道	平成19年 3 月31日
永			萠			会	谷	本	永	年	平成19年5月2日
谷	本	永	年	後	援	会	上	Ш	好	邦	平成19年 5 月27日
玉	井	實	雄	後	援	会	高	橋		司	平成19年 4 月30日
自由	民主	党愛如	爰県ス	大洲市	第一	支部	谷	本	永	年	平成19年 5 月22日
池	田	忠	幸	後	援	会	山	本	昭	義	平成19年 5 月30日
星	JII O	ひ ぶ	あ	き後	後 援	会	鎌	田	幸	浩	平成19年 5 月29日

黒	河	諪	Ž	後	援	会	黒	河		譲	平成19年 6 月 1 日
井	上	和	久	後	援	会	井	上	和	久	平成19年 5 月31日
Ξ	好	幹	=	後	援	会	是	澤	重	憲	平成19年 5 月20日

自由	自由民主党愛媛県西予市第二支部								田	忠	幸	平成19年 5 月30日
愛媛望	草の根	の会	(徳	田和	]久後	後援会	늦)	徳	田	和	久	平成19年4月1日
かと	: う	ısı	み	お	後	援	会	難》	按江	春	雄	平成19年 3 月31日

# ○愛媛県選挙管理委員会告示第77号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。 平成19年7月13日

#### 愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

資金管理団体の 届出をした者の 氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
寺 下 武	松前町議会議員	寺下武後援会	伊予郡松前町大字筒井1515	寺 下 武	平成19年 5 月14日

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第78号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体から届出事項の異動の届出があった。 平成19年7月13日

#### 愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

資金管理団体の名称	異	動	Ą	ļ.	項	新	IΒ	届出年月日	備考
白石洋一後援会	主たる	る事務	务所(	の所	在地	西条市神拝533 - 1	西条市大町1606 - 1	平成19年4月4日	
白石洋一後援会	会	計	責	任	者	藤野潤	白 石 啓 子	平成19年 5 月21日	
友近聡朗後援会	主たる	る事務	<b>务所</b> (	の所	在地	松山市一番町 1 - 12 - 2	松山市山越 6 - 2 - 21	平成19年6月7日	
幸友たか子政治経済研究会	主たる	る事務	务所 (	の所	在地	松山市三番町 5 - 4 - 9	松山市三番町4-9-6	平成19年 6 月15日	

- (1) - (1)

#### ○愛媛県選挙管理委員会告示第79号

政治資金規正法(昭和23年法律第 194 号)第19条第 3 項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定の取消し等の届出があった。 平成19年 7 月13日

# 愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

届出をした者の 氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体で なくなった旨の 届出年月日
笹 田 徳三郎	愛媛県議会議員	   笹田徳三郎後援会 	松山市道後樋又 5 - 11	笹田徳三郎	平成19年5月1日
田坂重只	新居浜市議会議員	福重会	新居浜市篠場町 5 - 48	田坂重只	平成19年5月8日
谷 本 永 年	愛媛県議会議員	永萠会	大洲市平野野田13	谷 本 永 年	平成19年 5 月29日
井 上 和 久	愛媛県議会議員	井上和久後援会	松山市北斉院町1039 - 1	井 上 和 久	平成19年6月1日

#### 公営企業公告

# ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年7月13日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

土地(建付地)の売払い

(2) 売り払う土地(建付地)の所在地、地目及び地積等

所 在 地		土	地	建	物
所 在 地 	地	目	地積	構造	床面積
松山市岩崎町一丁目242番3	宅	地	180 26m²	コンクリートプロック 造 2階建外	<b>167</b> 58m²

#### 2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 契約条項を示す場所等
  - ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2794

イ 入札心得書の交付方法

アに掲げる場所で交付する。

- ウ 現地説明の日時及び場所
  - (ア) 日時

平成19年7月31日(火)午前10時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

- 3 入札及び開札
- (1) 入札及び開札の日時

平成19年8月29日(水)午後1時30分

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁第2別館6階大会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - ア 入札に際しては、入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関 又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。
  - イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。
- (3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和

45年愛媛県規則第18号)第 133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から5年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。